令和６年度
富山県鳥獣保護区等位置図

富山県

注 意 事 項

（１）狩猟者登録証の携帯及び呈示は義務づけられています。第一種銃、第二種銃の狩猟者登録者は銃砲所持許可証の携帯も忘れないこと。
（２）狩猟者証章は胸部又は、帽子につけること。
（３）わな及び網には使用者の住所氏名、知事名、登録年度及び登録証番号を明記した金属製又は、プラスチック製の標識を付けること。
（４）狩猟者が出庁又は、氏名を変更した場合は、必ず２週間以内にその旨を所轄鳥獣林振興センター（富山県外在住の方は県庁自然保護課）に届け出ること。
（５）狩猟者登録証、狩猟者証章を亡失したときは、遅滞なく交付を受けた行政庁に届け出ること。
（６）銃統用火薬類を亡失又は、盗取されたときはその旨をただちに警察署に届け出ること。
（７）狩猟者登録証は捕獲した鳥獣の種類、捕獲場所（本位置図のメッシュ番号）を記入し、猟期が終った日から30日以内に交付を受けた行政庁に返納すること。
（８）土地所有者等第三者の捕獲をおおかさないこと。
公園、ゴルフ場など、銃撃と接していても、危険防止の面からも１分間意すればともにその権益をおかさないこと。なお、堰、樋その他開閉又は、作物のある土地などではその占有者等の承諾を得ること。
（９）国有林野及び県有林野等で狩猟する場合は常時、作業員が仕事に従事している場合が多く、これらについては危険防止のうえからも１分注意する必要があるので、事前に責任者の承諾を得てから行動すること。
（10）区域の表示については、平成16年10月以前の市町村名に基づくものが含まれています。

鳥獣保護区等区域解説

１．鳥獣保護区（国指定）

位置番号	名称および所在地	区域	期間
1	**北アルプス鳥獣保護区** （富山市・立山町・大山町） 64,819ha ［特別保護地区3,729ha］	富山県下新川郡黒部市宇奴沢字百町、中新川郡立山町芦沢字上新川郎大山西百因和新富山登鉢第146-5ほか3で区域東端から東へ、1,101メートル以内を東方向に直線、1,024メートル南方向に直線、2,022メートル南方向に直線、2,022メートル西方向に直線、2,022メートル北方向に直線、1,101メートル以内を東方向に直線で囲まれた区域。 ※区域、期間は変更される可能性があります。 現在の区域等は、環境省ホームページ（環境省）からご確認ください。 https://www2.env.go.jp/eab/nbdb/	平成26年11月１日から令和８年10月１日まで

２．鳥獣保護区（県指定）

位置番号	名称および所在地	区域	期間
2	**城山鳥獣保護区** （砺田町） 293ha	下新川郡砺田町地内側川河口右岸を起点とし、同地から北北方500メートルの地点を見通し、さらに同地から西ノ島北東端に至り、同地から西ノ島沿ノ鼻灯台と対岸上木谷鼻との交点に至り、同地から同地東端を南西に、出ノ鼻鼻端鼻（昭和49年度指行）の鼻水路中心線に至り、同地から大字宮崎地内の鼻水路中心線を南西に鼻端鼻と大字宮崎字田富山谷鼻の交点に至り、同地から、同鼻を起点とし、同地から同川右岸を起点とし、同地から同川右岸を起点とし、起点に至る線で囲まれた区域。	平成29年11月１日から令和８年10月１日まで
3	**大平鳥獣保護区** （朝日町） 2,274ha	下新川郡朝日町西保田地内東谷鳥獣保護区内の区域。	平成29年11月１日から令和８年10月１日まで
4	**大笠鳥獣保護区** （南砺市） 1,653ha ［特別保護地区238ha］	南砺市（旧上平村）西左谷林道谷鳥獣保護区内の区域。地蔵森林官舎林班内林班内の、ク、及び、ケ小班の区域。	平成31年11月１日から令和８年10月１日まで
5	**小口川鳥獣保護区** （富山市） 1,873ha	富山市（旧大山町）所在地字小口谷鳥獣保護区内の区域。	平成29年11月１日から令和８年10月１日まで
6	**水見湾岸鳥獣保護区** （水見市・高岡市） 6,995ha ［特別保護地区1ha］	高岡市伏木地内東端先端の伏木埋灯（鳥飼赤灯）を起点とし、同所から同鳥飼赤灯と西に3海ノ上灯台鼻間の海ノ上灯台鼻と の最短距離鼻（鼻）を起点とし、鼻灯と、鼻灯と、鼻灯と